

総合的な相談体制の構築に関する庁内検討委員会（第1回）

次 第

（日 時）令和元年5月29日（水）午後3時から
（場 所）前原暫定集会施設B会議室

1 委員長挨拶

2 議題について

- (1) 庁内検討委員会の目的及び設置要綱の説明（資料1）
- (2) 総合的な相談体制の構築に関する検討の経緯等について（資料2～4）
- (3) 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」について（資料5）
- (4) 今後のスケジュールについて（資料6）
- (5) その他

3 次回開催日程について

総合的な相談体制の構築に関する庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第106条の3第1項の規定に基づき、同項第3号の規定による総合的な福祉の相談体制の構築について調査し、及び検討するため、総合的な相談体制の構築に関する庁内検討委員会（以下「庁内検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について調査し、及び検討する。

- (1) 総合的な相談体制の構築に関すること。
- (2) その他総合的な相談体制の構築に関して市長が必要と認めること。

(庁内検討委員会の委員)

第3条 庁内検討委員会は、次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 福祉保健部長
- (2) 男女共同参画担当課長
- (3) 地域福祉課長
- (4) 福祉会館等担当課長
- (5) 自立生活支援課長
- (6) 介護福祉課長
- (7) 高齢福祉担当課長
- (8) 健康課長
- (9) 子育て支援課長
- (10) 子ども家庭支援センター等担当課長
- (11) 指導室長

(庁内検討委員会の運営)

第4条 庁内検討委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、会議を招集し、統括する。
- 3 庁内検討委員会に副委員長を置き、前条第3号の委員をもって充てる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 委員長は、前条に定める委員以外の者を必要に応じて出席させることができる。

(庁内検討委員会の庶務)

第5条 庁内検討委員会の庶務は、福祉保健部地域福祉課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和元年5月20日から施行する。

総合的な相談体制の構築に関する検討の経緯等について

総合的な相談体制の構築は、地域共生社会の実現に向けた下記の検討経緯により、小金井市地域福祉計画に位置付けられた事業である。

1 国の検討経緯

平成27年に「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」が示されたのち、地域共生社会の実現に向けた取組を推進するため、市町村における包括的な支援体制の整備や市町村地域福祉計画の充実等を内容とする社会福祉法の一部が改正され、包括的な支援体制の整備に関する指針の公表を経て、平成30年4月に施行された。

時 期	内 容
平成27年9月	「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」公表
平成28年度	モデル事業「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」(国補助率3/4)が全国の26自治体で実施される。
平成29年6月	改正社会福祉法の公布
平成29年12月	「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」公表
平成30年4月	改正社会福祉法の施行

2 根拠法令について

社会福祉法第106条の3（平成30年4月改正施行）

（包括的な支援体制の整備）

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

- 一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業
- 二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、

協力を求めることができる体制の整備に関する事業

三 生活困窮者自立支援法第三条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

2 厚生労働大臣は、前項各号に掲げる事業に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

3 市の計画における位置付け

上記の社会福祉法改正等を踏まえ、平成30年3月に策定された「小金井市地域福祉計画」において、包括的支援体制の構築に関し、以下のとおり記述されている。

(1) 事業の位置付け

福祉総合相談窓口は、「包括的支援体制の構築」を基本目標とする施策に位置付けられている。

基本目標	基本施策	施策	個別事業	担当
包括的支援体制の構築	地域での課題解決の体制づくり	地域での見守り推進	民生委員・児童委員活動の支援	地域福祉課
			町会・自治会活動への支援	広報秘書課
			身近な相談体制の充実	関係各課
		総合的な相談体制の構築	★福祉総合相談窓口の整備	地域福祉課
	相談支援体制の充実		関係各課	
	機能強化 セーフティネットの	生活困窮者への支援強化	地域生活課題の把握と情報共有の仕組み強化	地域福祉課
			生活困窮者の自立支援の推進	
		生活保障の推進	生活保護制度の適正な運用	
路上生活者への自立支援				

(2) 事業内容

「総合的な相談体制の構築」における「福祉総合相談窓口の整備」及び「相談支援体制の充実」については、以下のとおり記述されている。

○ 福祉総合相談窓口の整備

年齢や障がいの有無にかかわらず、全ての方を対象に、各々が抱える地域生活課題に対し、課題解決に向けたアドバイスを行ったり、適切な機関へつなぐ専門員の配置および福祉と健康に関する制度案内、講演会・研修等企画の紹介等の情報発信機能を果たす福祉総合相談窓口を導入します。

福祉総合相談窓口の整備については、生活困窮者自立支援法に基づき、平成27年度から実施している自立相談支援事業の体制を活用、拡充して進めます。

○ 相談支援体制の充実

地域包括支援センター等の対象者ごとの各種相談支援体制の充実を図るとともに、地域生活課題を把握し、専門的な支援機関や適切なサービスにつなぐため、相談機関相互の連携を強化し、迅速な対応が図れるよう体制を整備します。

複合的な地域生活課題については、関連する分野の関係機関や、民間のサービスも含む社会資源を活用した包括的な支援を実施します。

(3) 事業の評価指標と目標

福祉総合相談窓口の整備事業には、以下のとおり指標と目標が記述されている。

事業名	指標	目標
福祉総合相談窓口の整備	窓口の運営体制づくり	窓口運営開始 (平成34年度)

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに関するこれまでの経緯

- 平成27年9月 「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(「新たな福祉サービスのシステム等のあり方検討PT」報告)
多機関の協働による包括的支援体制構築事業(平成28年度予算)
- 平成28年6月 「ニッポン一億総活躍プラン」(閣議決定)に地域共生社会の実現が盛り込まれる
- 7月 「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部の設置
- 10月 地域力強化検討会(地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会)の設置
- 12月 地域力強化検討会 中間とりまとめ
「我が事・丸ごと」の地域づくりの強化に向けたモデル事業(平成29年度予算)
- 平成29年2月 社会福祉法改正案(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案)を国会に提出
「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」を「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部で決定
- 5月 社会福祉法改正案の可決・成立
- 6月 改正社会福祉法の公布
※ 改正法の附則において、「公布後3年を目処として、市町村における包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」と規定。
- 9月 地域力強化検討会 最終とりまとめ
- 12月 「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」の策定・公表及び関連通知の発出
- 平成30年4月 改正社会福祉法施行

「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）【概要】

平成29年2月7日 厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定

「地域共生社会」とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

改革の背景と方向性

公的支援の『縦割り』から『丸ごと』への転換

- 個人や世帯の抱える複合的課題などへの包括的な支援
- 人口減少に対応する、分野をまたがる総合的サービス提供の支援

『我が事』・『丸ごと』の地域づくりを育む仕組みへの転換

- 住民の主体的な支え合いを育み、暮らしに安心感と生きがいを生み出す
- 地域の資源を活かし、暮らしと地域社会に豊かさを生み出す

改革の骨格

地域課題の解決力の強化

- 住民相互の支え合い機能を強化、公的支援と協働して、地域課題の解決を試みる体制を整備【29年制度改正】
- 複合課題に対応する包括的相談支援体制の構築【29年制度改正】
- 地域福祉計画の充実【29年制度改正】

地域を基盤とする包括的支援の強化

- 地域包括ケアの理念の普遍化：高齢者だけでなく、生活上の困難を抱える方への包括的支援体制の構築
- 共生型サービスの創設【29年制度改正・30年報酬改定】
- 市町村の地域保健の推進機能の強化、保健福祉横断的な包括的支援のあり方の検討

「地域共生社会」の実現

- 多様な担い手の育成・参画、民間資金活用の推進、多様な就労・社会参加の場の整備
- 社会保障の枠を超え、地域資源（耕作放棄地、環境保全など）と丸ごとつながることで地域に「循環」を生み出す、先進的取組を支援

- 対人支援を行う専門資格に共通の基礎課程創設の検討
- 福祉系国家資格を持つ場合の保育士養成課程・試験科目の一部免除の検討

地域丸ごとのつながりの強化

専門人材の機能強化・最大活用

実現に向けた工程

平成29(2017)年：介護保険法・社会福祉法等の改正

- ◆市町村による包括的支援体制の制度化
- ◆共生型サービスの創設 など

平成30(2018)年：

- ◆介護・障害報酬改定：共生型サービスの評価 など
- ◆生活困窮者自立支援制度の強化

平成31(2019)年以降：

更なる制度見直し

2020年代初頭：
全面展開

【検討課題】

- ①地域課題の解決力強化のための体制の全国的な整備のための支援方策(制度のあり方を含む)
- ②保健福祉行政横断的な包括的支援のあり方
- ③共通基礎課程の創設 等

改正社会福祉法の概要

(地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正)

「我が事・丸ごと」の地域作り・包括的な支援体制の整備

1. 「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民(世帯)が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による解決が図られることを目指す旨を明記。

2. この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制(*)
(*) 例えば、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

3. 地域福祉計画の充実

- 市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置づける。(都道府県が策定する地域福祉支援計画についても同様。)

※ 法律の公布後3年を目途として、2の体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨の附則を置く。

※ 2017年(平成29年)6月2日公布。2018年(平成30年)4月1日施行。

社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針 (平成29年厚生労働省告示第355号)の概要

- 市町村は、社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業の実施を通じ、包括的な支援体制の整備を推進。本指針は、その適切かつ有効な実施を図るため、事業内容、留意点等を示すもの。各事業については、「点」ではなく、「面」としてそれぞれを連携させて実施していくことが必要。
- 第一から第三までの内容は、地域において必要となる機能・取組であり、同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じて、様々な方法が考えられる。
- 市町村における包括的な支援体制の整備について、地域の関係者が話し合い、共通認識を持ちながら計画的に推進していくことが求められるが、市町村地域福祉計画の策定過程を活用することも有効な方策の一つ。

住民に身近な圏域(※)

第一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する事業

- 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- 地域住民等に対する研修の実施(地域福祉活動への関心の向上及び参加を促すとともに、活動を更に活性化)
- 地域の課題を地域で解決していくための財源(地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディングやソーシャル・インパクト・ボンド等)

第二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する事業

- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備(担い手については、地域の実情に応じて協議)
※地域住民のボランティア、市町村社会福祉協議会の地区担当、地域包括支援センター、障害者の相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業の実施事業所等の福祉各制度に基づく相談支援機関、社会福祉法人、NPO等が考えられる
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知(名称、所在地、担い手、役割等)
- 地域の関係者(民生委員児童委員、保護司等)等との連携による地域生活課題の早期把握
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築(3の支援体制と連携)

(※)地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要

市町村域

第三 生活困窮者自立支援法第二条第二項に規定する生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する事業

- 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援
- その際、協働の中核を担う機能が必要(担い手については、地域の実情に応じて協議)
※生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、社会福祉協議会、社会福祉法人、医療法人、NPO、行政など様々な機関が考えられる
- 支援に関する協議及び検討の場(既存の場の機能の拡充、新たな場の設置等)
- 支援を必要とする者の早期把握(2の体制や地域の関係者、関係機関との連携)
- 地域住民等との連携(公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働)

都道府県域

第四 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について

- 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等(医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等)への支援体制を市町村と連携して構築
- 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言等

地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について(通知概要)

はじめに(P1~7)

○地域共生社会の実現が必要

- ・福祉の領域だけでなく、人・分野・世代を超えて、「人」「モノ」「お金」「思い」が循環し、相互に支える・支えられる関係が不可欠。
- ・地域共生社会の考え方と地域福祉推進の目的は相通ずるものであり、地域福祉の推進が求められている。
- ・社会福祉法改正後も平成14年の社会保障審議会福祉部会のとりにまとめに掲げられた考え方の重要性・必要性に変わりはない。
- ・他方、地域力強化検討会 最終とりまとめで示された5つの視点(①共生文化、②参加・協働、③予防的福祉の推進、④包括的支援体制、⑤多様な場の創造)を重視しながら取組を推進していく必要。
- ・地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

第一 社会福祉法改正の趣旨について(P8~12)

(1)法第4条第1項関係(地域社会の一員として様々な活動に参加する機会は「与えられる」→「確保される」)	(5)法第106条の2関係(相談支援を担う機関は自らでは解決が難しい地域生活課題を把握した場合、他機関へとつなぐ)
(2)法第4条第2項関係(地域福祉の推進の理念の明確化(地域住民等は本人及びその世帯に着目し、幅広く生活を捉え、包括的に地域生活課題を把握し、支援関係機関と連携して解決を図るよう特に留意する))	(6)法第106条の3第1項関係(市町村における包括的な支援体制の整備の推進(市町村の努力義務))
(3)法第5条関係(福祉サービスに当たらない地域福祉の取組との連携)	(7)法第107条、第108条関係(市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の充実(努力義務化、記載事項の追加等))
(4)法第6条第2項関係(地域福祉推進の国・自治体の公的責任の明確化)	

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について

(P13~28)

1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項	(1)実施内容
	(2)留意点
2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項	(1)実施内容
	(2)留意点
3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項	(1)実施内容
	(2)留意点
4 市町村における包括的な支援体制の構築に対する都道府県の支援について	

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29~52)

1 市町村地域福祉計画	(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項
	(2)計画策定の体制と過程
2 都道府県地域福祉支援計画	(1)支援計画に盛り込むべき事項
	(2)支援計画の基本姿勢
	(3)支援計画策定の体制と過程

社会福祉法第百六条の三第二項に基づく指針(大臣告示)の補足説明

第二 市町村における包括的な支援体制の整備について(法第106条の3第1項関係)(P13~28)

- 1から3は、地域において必要となる機能・取組を示したものであり、同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、地域の実情に応じて様々な方法が考えられる。また、それぞれ「点」として個々に実施するのではなく、「面」として連携させて実施していくことが必要。
- 地域福祉計画の策定プロセスなども活用した、関係者の総意と創意工夫による市町村における包括的な支援体制の具体化・展開を期待。

住民に身近な圏域(※)

1 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備に関する事項
(法第106条の3第1項第1号関係)
<P13~22>

- 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援
- 地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備
- 地域住民等に対する研修の実施
- 地域の課題を地域で解決していくための財源等(地域づくりに資する事業の一体的実施、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング、SIB、ふるさと納税、社会福祉法人による地域における公益的な取組、企業の社会貢献活動との協働等)

2 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備に関する事項
(法第106条の3第1項第2号関係)
<P22~25>

- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備(担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議)
- 例1: 地域住民による相談窓口を設置し、社会福祉協議会のCSWが専門的観点からサポートする方法
例2: 地域包括支援センターのプラチを拠点とした相談窓口を設置するとともに、民生委員等と協働していく方法
例3: 自治体等において各種の相談窓口を集約し、各専門職が地域担当として、チームで活動していく方法
例4: 診療所や病院のソーシャルワーカーなどが退院調整等だけでなく、地域の様々な相談を受け止めていく方法
- 地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知(担い手、場所、役割等)
 - 地域の関係者(民生委員・児童委員、保護司等)等との連携による地域生活課題の早期把握
 - 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築(3の支援体制と連携)

(※) 地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていく過程が必要

市町村域

3 多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築に関する事項
(法第106条の3第1項第3号関係)
<P25~28>

- 複合的で複雑な課題等の解決のため、支援関係機関が支援チームを編成し、協働して支援
 - その際、協働の中核を担う機能が必要(担い手については、地域の実情に応じ、地域で協議)
- <展開の例>
- ・ 地域づくりや、働く場や参加する場の創出を意識した相談支援体制は、生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関が福祉以外の分野とつながりながら、中核を担う場合が多い。
 - ・ 個別支援を中心に展開する体制は、住民に身近な圏域にある地域包括支援センターなどが地域住民と顔の見える関係をつくりながら中核を担う場合に見られる。
 - ・ 庁内外の連携体制の構築や情報共有の仕組みづくりは、自治体が組織体制の見直しを含めて体制整備に着手
- 支援に関する協議及び検討の場(既存の場の拡充、新たな場の設置等)
 - 支援を必要とする者の早期把握(2の体制や地域の関係者、関係機関との連携)
 - 地域住民等との連携(公的制度による支援と地域住民・ボランティアとの協働)

都道府県域

4 市町村における包括的な支援体制の整備に対する都道府県の支援について <P28>

- 単独の市町村では解決が難しい課題を抱える者等(医療的ケア児、難病・がん患者、配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等)への支援体制を市町村と連携して構築
- 都道府県域で推進していく独自施策の企画・立案、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言

第三 市町村地域福祉計画、都道府県地域福祉支援計画の策定ガイドライン(P29~52)

1 市町村地域福祉計画<P29~42>

(1)市町村地域福祉計画に盛り込むべき事項

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P29~33>

- ア 様々な課題を抱える者の就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の様々な分野(まちおこし、商工、農林水産、土木、防犯・防災、社会教育、環境、交通、都市計画等)との連携に関する事項
- イ 高齢、障害、子ども・子育て等の各福祉分野のうち、特に重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ 制度の狭間の課題への対応の在り方
- エ 生活困窮者のような各分野横断的に関係する者に対応できる体制
- オ 共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス等の展開
- カ 居住に課題を抱える者への横断的な支援の在り方
- キ 就労に困難を抱える者への横断的な支援の在り方
- ク 自殺対策の効果的な展開も視野に入れた支援の在り方
- ケ 市民後見人等の育成や活動支援、判断能力に不安がある者への金銭管理、身元保証人等、地域づくりの観点も踏まえた権利擁護の在り方

- ②地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項
- ③地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤包括的な支援体制の整備に関する事項(法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合)
- ⑥その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2)計画策定の体制と過程(主な項目)

・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など

<計画策定の体制と過程に関する追加内容等>

- ・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図るとともに、推進していくために総合計画に地域福祉計画の内容を盛り込むことも一つの方策として考えられること
- ・他の計画との調和を図る具体的方法の例(見直しの時期を揃える、一体的に策定する等)

2 都道府県地域福祉支援計画<P43~52>

(1)都道府県地域福祉支援計画に盛り込むべき事項

①地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項 <P43~47>

- コ 高齢者、障害者、児童に対する虐待への統一的な対応や、家庭内で虐待を行った養護者又は保護者が抱えている課題にも着目した支援の在り方
- サ 保健医療、福祉等の支援を必要とする犯罪をした者等への社会復帰支援の在り方
- シ 地域住民等が集う拠点の整備や既存施設等の活用
- ス 地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決に取り組むことができる地域づくりを進めるための圏域と、各福祉分野の圏域や福祉以外の分野の圏域との関係の整理
- セ 地域づくりにおける官民協働の促進や地域福祉への関心の喚起も視野に入れた寄附や共同募金等の取組の推進
- ソ 地域づくりに資する複数の事業を一体的に実施していくための補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ 全庁的な体制整備

- ②市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
- ③社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- ④福祉サービスの適切な利用の促進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
- ⑤市町村における包括的な支援体制の整備への支援に関する事項
- ⑥その他 ※下線部分は、今般の法改正により追加された記載事項

(2)支援計画の基本姿勢

(3)支援計画策定の体制と過程

・計画策定体制、策定方針の決定、策定の手順、各関係機関の役割、計画期間、評価及び公表等、計画の見直し など

- ・福祉以外の分野(成年後見制度、住宅、自殺対策、災害対策等)の計画の内容のうち、地域福祉として一体的に展開することが望ましいものについて位置付けるなどの地域福祉計画の積極的活用
- ・計画策定委員会の議論の活性化等に向けた配慮(必要に応じ分科会、WGを設置) など

219

「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の整備等について

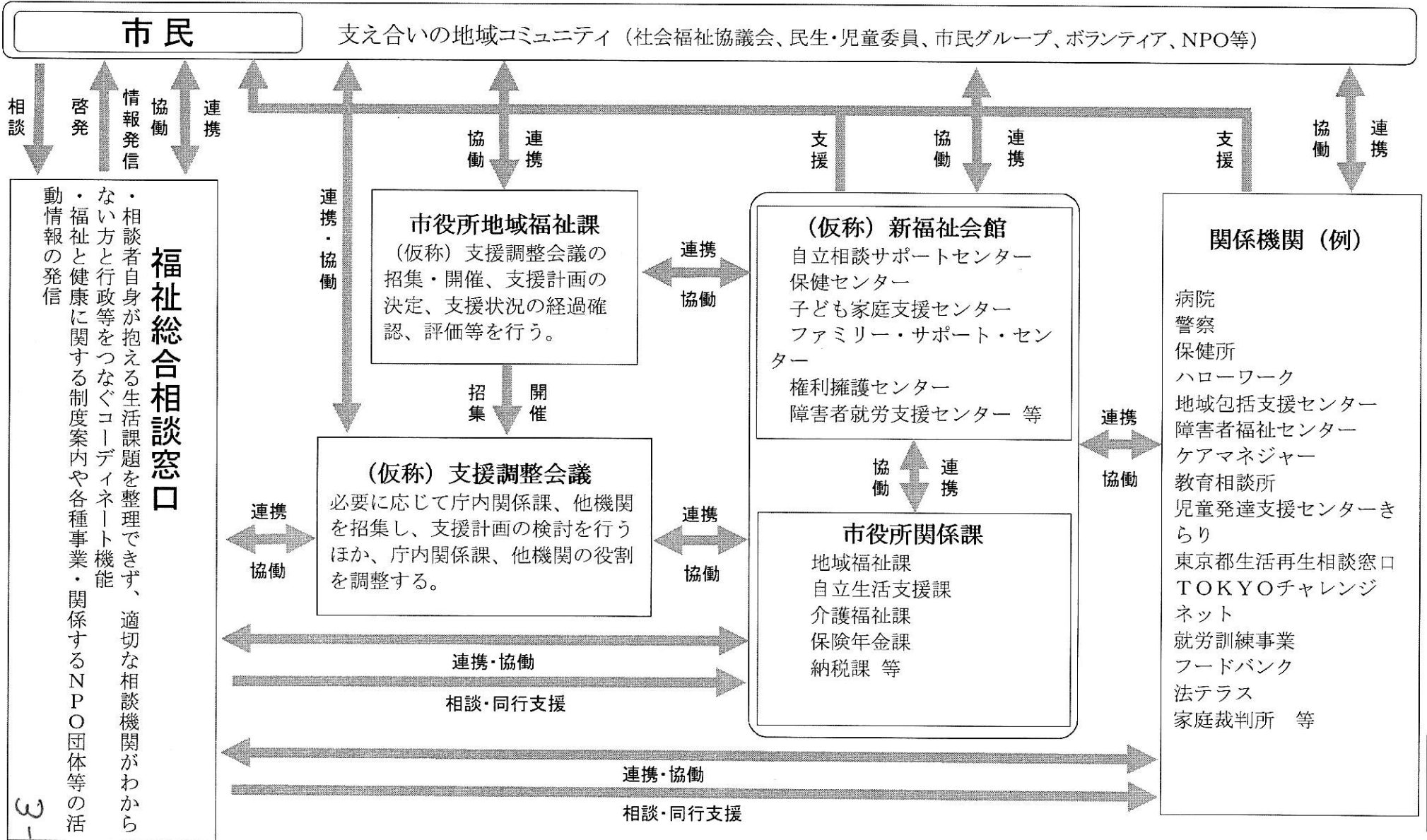
(1) 現状

- 一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「地域共生社会」を実現する必要がある。
 - ・「新たな時代に対応した福祉の提供ビジョン」(平成27年9月17日)
→包括的な相談支援システムの構築、高齢・障害・児童への総合的な支援の提供といった新しい地域包括支援体制の確立を目指す
 - ・「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)
→子供・高齢者・障害者等全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現
 - ・「「地域共生社会」の実現に向けて(当面の改革工程)」(平成29年2月7日厚生労働省「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部決定)
→(1)「地域課題の解決力の強化」、(2)「地域丸ごとのつながりの強化」、(3)「地域を基盤とする包括的支援の強化」、(4)「専門人材の機能強化・最大活用」の4つの柱を一体的に進めていく
- 地域課題の解決力強化を実現するため、「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」により、社会福祉法を改正。(平成29年6月2日公布。平成30年4月1日施行)
 - 地域福祉推進の理念の明確化、市町村による包括的支援体制の整備、地域福祉計画の充実
- 地域共生社会の実現に向けた地方自治体の創意工夫ある取組を支援するモデル事業を実施。

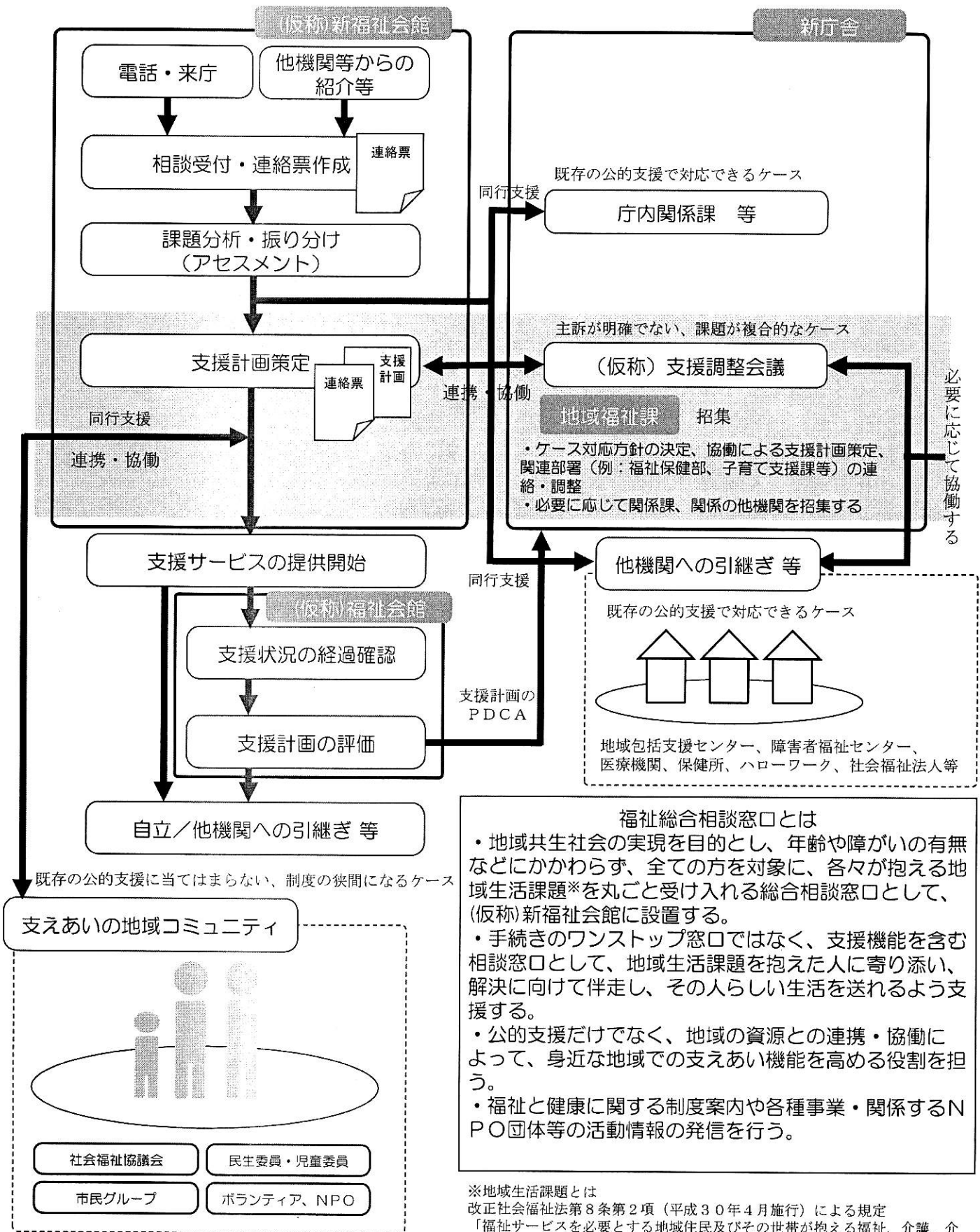
(2) 今後の取組

- 「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり強化のため、自治体の創意工夫ある取組を支援するモデル事業を引き続き実施。(平成31年度予算案28億円)(平成29年度85自治体、平成30年度151自治体、平成31年度200自治体(見込))
- 改正法の附則において、公布後3年を目途として、包括的支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、所要の措置を講ずる旨を規定されており、モデル事業から見えてきた課題も踏まえつつ、今後、検討。

福祉総合相談窓口における相談支援の全体像について



福祉総合相談窓口 相談の流れ



福祉総合相談窓口とは

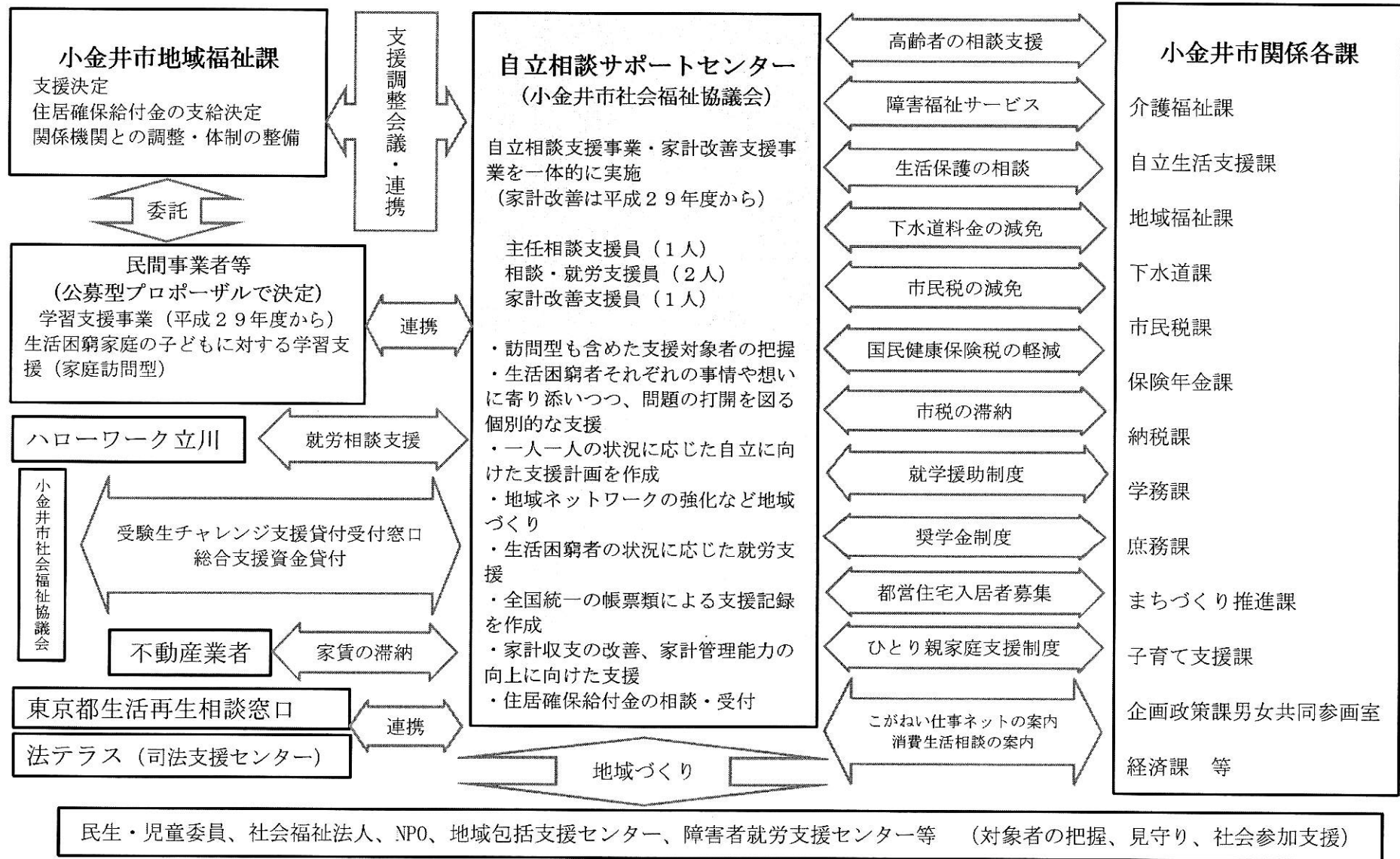
- ・地域共生社会の実現を目的とし、年齢や障がいの有無などにかかわらず、全ての方を対象に、各々が抱える地域生活課題※を丸ごと受け入れる総合相談窓口として、(仮称)新福祉会館に設置する。
- ・手続きのワンストップ窓口ではなく、支援機能を含む相談窓口として、地域生活課題を抱えた人に寄り添い、解決に向けて伴走し、その人らしい生活を送れるよう支援する。
- ・公的支援だけでなく、地域の資源との連携・協働によって、身近な地域での支えあい機能を高める役割を担う。
- ・福祉と健康に関する制度案内や各種事業・関係するNPO団体等の活動情報の発信を行う。

※地域生活課題とは
改正社会福祉法第8条第2項（平成30年4月施行）による規定
「福祉サービスが必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスが必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスが必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上で各般の課題」

福祉総合相談窓口に係る業務内容について

項目		担当				内容
		受託者	地域 福祉課	庁内 関係課	他機関	
相談受付・連絡票作成		○	—	—	—	窓口で受け付けた相談について、1件ごとに連絡票を作成する。
課題分析・振り分け（アセスメント）		○	—	—	—	連絡票に整理された案件について、課題を分析する。
庁内関係課、他機関への同行支援		○	—	○	○	既存の公的支援で対応できる場合は、窓口職員（受託者）の同行支援により庁内関係課、他機関に引継ぎを行う。
支援計画案の策定		○	—	—	—	支援計画の策定が必要な場合は、課題分析に基づき、相談1件ごとに支援計画案を策定する。
(仮称)支援調整会議	招集・開催	—	○	—	—	策定された支援計画案の内容を検討するため、必要に応じて庁内関係課、他機関を招集し、(仮称)支援調整会議を開催する。
	支援計画の検討等	○	○	○	○	支援計画の検討を行うほか、庁内関係課、他機関の役割について調整する。
支援計画の決定		—	○	—	—	(仮称)支援調整会議で了承された支援計画を決定する。
支援サービスの提供開始		○	—	○	○	決定した支援計画に沿って、庁内関係課、他機関が連携して支援サービスを提供する。
支援状況の経過確認、評価		○	○	○	○	支援状況の経過確認を行い、必要に応じて(仮称)支援調整会議に戻り、支援計画を見直す。
自立、他機関への引継ぎ		○	—	○	○	支援サービスの提供開始後、自立や他機関への引継ぎで終了した場合、支援終了となる。

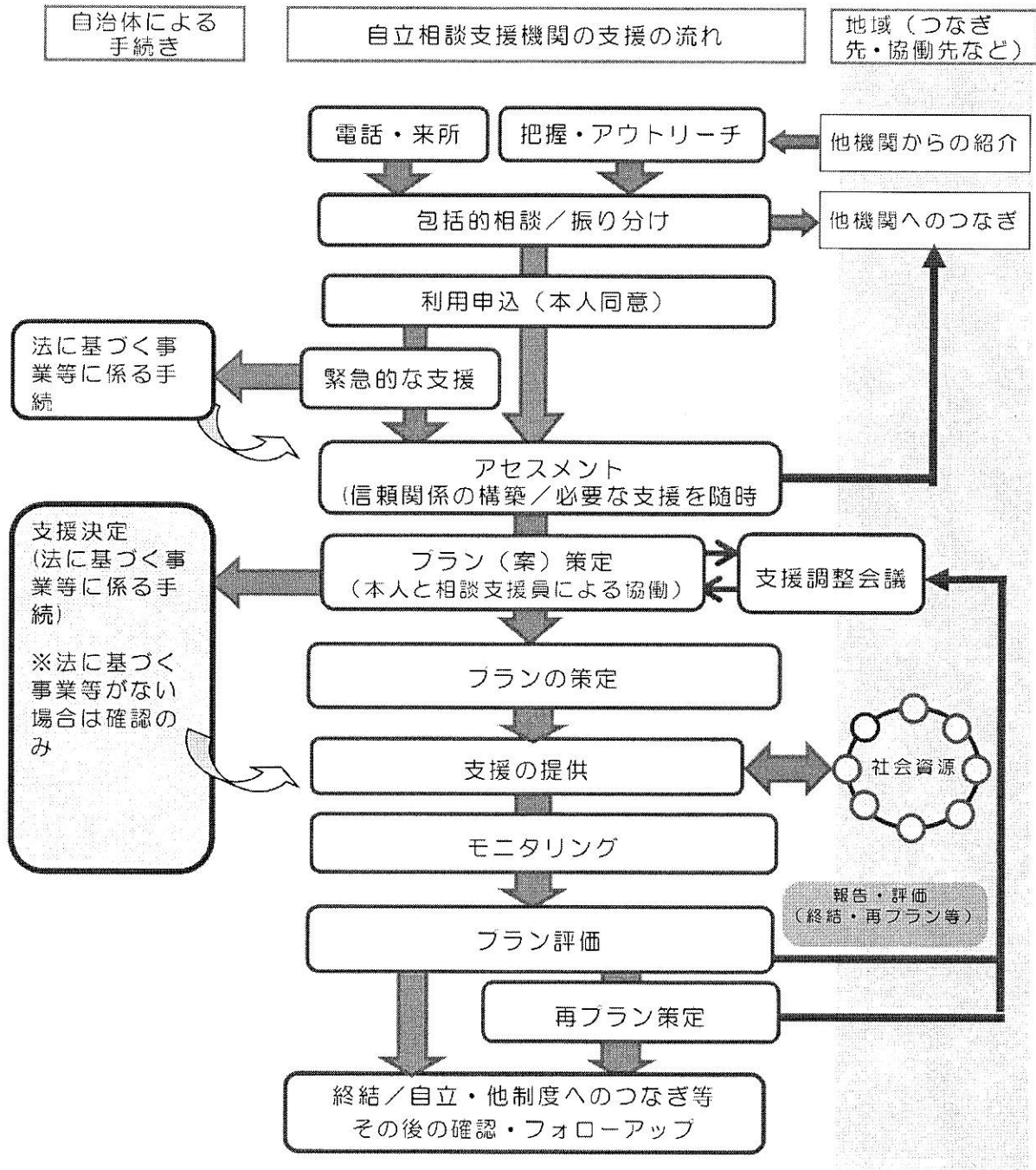
生活困窮者自立支援事業の体制について



小金井市自立相談サポートセンターで実施している事業

	事業名	委託元	内容	従事者	根拠
1	自立相談支援事業	市	生活困窮者の自立に向け、本人の状況に応じた包括的かつ継続的な相談支援を行うとともに就労その他の支援体制を構築する。	主任相談支援員1名 相談・就労支援員2名	生活困窮者自立支援法、小金井市生活困窮者自立支援事業実施要綱
2	住居確保給付金の支給 (相談・受付・面接等の窓口業務のみ)	市	離職等により経済的に困窮し、住宅を喪失した者又は住宅を喪失するおそれのある者に対し、家賃相当分の住居確保給付金を支給することにより、これらの者の住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行う。(給付金支給事務は市が行う。)	専従者なし (自立相談支援事業と一体的に実施)	生活困窮者自立支援法、小金井市住居確保給付金実施要綱
3	家計改善支援事業	市	家計に課題を抱える生活困窮者に対し、必要な情報の提供又は専門的な助言、指導等を行うことにより、生活困窮者自身の家計を管理する力を高め、早期に生活が再生されるようにする。	家計改善支援員1名	生活困窮者自立支援法、小金井市生活困窮者家計改善支援事業実施要綱
4	低所得者・離職者対策事業 (受験生チャレンジ支援貸付事業)	市	学習塾などの費用や受験費用について貸付けを行い、低所得者及び離職者の子どもを支援する。	嘱託職員1名	小金井市低所得者・離職者対策事業(受験生チャレンジ支援貸付事業)実施要綱
5	生活福祉資金貸付事業	東社協	他の機関からの借入れが困難な世帯に無利子もしくは低利子で貸付を行う。	嘱託職員1名	生活福祉資金貸付要綱(国)

相談支援プロセス



図の中央は、自立相談支援機関が行う相談支援業務の流れ、左は自治体が行う手続等、右は地域における社会資源に求める役割を示している。

生活困窮者自立相談支援制度における支援内容について

1 概要

生活困窮者自立支援制度において、自立相談サポートセンターが策定した支援計画案の内容を検討するため、必要に応じて庁内関係課や他機関を招集し、支援内容を調整する会議を市が主催している。

2 支援調整会議の開催状況

区分	回数等	出席者	内容
定例	月1回	(地域福祉課) 課長、係長職者 (社会福祉協議会) 係長職者 (自立相談サポートセンター) 主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計改善支援員	自立相談サポートセンターが作成した支援計画案の内容を検討し、関係機関の役割分担や今後の支援方針を確認する。
随時	必要の都度	支援内容に応じ、定例の出席者に加え、庁内関係課や他機関の担当者(納税課、自立生活支援課、子育て支援課、子ども家庭支援センター、病院、保健所、地域包括支援センター、ケアマネジャー、東京都生活再生相談窓口等)	緊急対応や関係機関の事前調整が必要な場合は、定例開催日を待つことなく、速やかに開催し、関係機関の役割分担や今後の支援方針を確認する。

3 問題の解決に至った個別事例

自立相談サポートセンターの相談支援により問題の解決に至った事例の中から4つの事例を抽出した。これらの事例は、あくまでも例示であり、個人情報保護の観点から、内容を一部修正している。

(事例1)

相談者	相談時の状況	支援内容	関係機関	結果
高校3年生男性	・母子家庭で母は長期入院中 ・祖父宅に間借り ・経済支援なし ・大学進学及び独立を希望	・奨学金貸付準備 ・家計相談(進学後の生活費) ・食糧支援	自立相談サポートセンター	大学に合格し、奨学金の貸付けを受け、安価な学生寮に入ることができた。
		・進路相談	高校(担任の先生)	
		・親族関係の調整	子育て支援課	
			子ども家庭支援センター 地域包括支援センター	

(事例2)

相談者	相談時の状況	支援内容	関係機関	結果
40代 女性	<ul style="list-style-type: none"> ・以前に離婚 ・親や子との関係悪化 ・債務あり ・障害者手帳所持 	<ul style="list-style-type: none"> ・家計改善、教育費の捻出 	自立相談サポートセンター	体調が安定し、家族関係も改善してきた。 債務整理が進み、本人が家計管理できるようになった。
		<ul style="list-style-type: none"> ・債務の整理 	法テラス（弁護士）	
		<ul style="list-style-type: none"> ・家族関係の調整 	子ども家庭支援センター	
		<ul style="list-style-type: none"> ・体調管理 ・生活支援 	精神障害者地域生活支援センター	

(事例3)

相談者	相談時の状況	支援内容	関係機関	結果
50代 男性	<ul style="list-style-type: none"> ・未婚 ・無職 ・住居を喪失 ・債務あり 	<ul style="list-style-type: none"> ・住居確保給付金の支給 ・家計相談 ・生活福祉資金の貸付 	自立相談サポートセンター	住居を確保し、家計管理しながら債務整理を進めた。常用就職し、安定した収入を得るようになった。
		<ul style="list-style-type: none"> ・求職活動 	ハローワーク	

(事例4)

相談者	相談時の状況	支援内容	関係機関	結果
70代 女性	<ul style="list-style-type: none"> ・以前に離婚 ・病气療養中 ・年金受給中 ・生活費不足 ・債務あり ・自宅所有 	<ul style="list-style-type: none"> ・家計相談 	自立相談サポートセンター	リバースモーゲージの申請を支援し、利用可能となった。債務が解消し、生活費の不足を補えるようになった。
		<ul style="list-style-type: none"> ・自宅を担保に貸付け（リバースモーゲージ） 	金融機関（銀行）	
		<ul style="list-style-type: none"> ・今後の体調変化に応じた支援の検討 	地域包括支援センター	

生活困窮者自立支援制度の理念

➤ 改正生活困窮者自立支援法

(基本理念)……【今回の改正法により法律上明記した】

第二条 生活困窮者に対する自立の支援は、生活困窮者の尊厳の保持を図りつつ、生活困窮者の就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況その他の状況に応じて、包括的かつ早期に行われなければならない。

2 生活困窮者に対する自立の支援は、地域における福祉、就労、教育、住宅その他の生活困窮者に対する支援に関する業務を行う関係機関(以下単に「関係機関」という。)及び民間団体との緊密な連携その他必要な支援体制の整備に配慮して行われなければならない。

1. 制度の意義

※以下に掲げた制度の意義、めざす目標、具体的な支援のかたちは、いずれも本制度の「理念」とされている。

本制度は、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」を全国的に拡充し、包括的な支援体系を創設するもの。

2. 制度のめざす目標

(1)生活困窮者の自立と尊厳の確保

- ・本制度では、本人の内面からわき起こる意欲や想いが主役となり、支援員がこれに寄り添って支援する。
- ・本人の自己選択、自己決定を基本に、経済的自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた自立を支援する。
- ・生活困窮者の多くが自己肯定感、自尊感情を失っていることに留意し、尊厳の確保に特に配慮する。

(2)生活困窮者支援を通じた地域づくり

- ・生活困窮者の早期把握や見守りのための地域ネットワークを構築し、包括的な支援策を用意するとともに、働く場や参加する場を広げていく。(既存の社会資源を活用し、不足すれば開発・創造していく。)
- ・生活困窮者が社会とのつながりを実感しなければ主体的な参加に向かうことは難しい。「支える、支えられる」という一方的な関係ではなく、「相互に支え合う」地域を構築する。

3. 新しい生活困窮者支援のかたち

- (1)包括的な支援…生活困窮者の課題は多様で複合的である。「制度の狭間」に陥らないよう、広く受け止め、就労の課題、心身の不調、家計の問題、家族問題などの多様な問題に対応する。
- (2)個別的な支援…生活困窮者に対する適切なアセスメントを通じて、個々人の状況に応じた適切な支援を実施する。
- (3)早期的な支援…真に困窮している人ほどSOSを発することが難しい。「待ちの姿勢」ではなく早期に生活困窮者を把握し、課題がより深刻になる前に問題解決を図る。
- (4)継続的な支援…自立を無理に急がせるのではなく、本人の段階に合わせて、切れ目なく継続的に支援を提供する。
- (5)分権的・創造的な支援…主役は地域であり、国と自治体、官と民、民と民が協働し、地域の支援体制を創造する。

「生活困窮者」とは？

※ 平成26年5月20日付「新たな生活困窮者自立支援制度に関する質疑応答集」問1を改編するとともに今回の改正法により法律上の定義を見直し。

1. 法の対象となる「生活困窮者」とは、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者」(法第3条)。……【今回の改正法により見直し】

2. その上で、自立相談支援事業においては、相談事業の性格上、資産・収入に関する具体的な要件を設けるものではなく、複合的な課題を抱える生活困窮者がいわゆる「制度の狭間」に陥らないよう、できる限り幅広く対応することが必要。

※ また、生活困窮者の中には、社会とのつながりが薄れ、自らサービスにアクセスできない者も多いことから、

- ・ 対象者の把握は、アウトリーチも含め早期支援につながるよう配慮するとともに、
- ・ 地域から孤立したままでは、課題の解決は困難となることも考えられることから、孤立状態の解消などにも配慮することが重要。

3. 一方、自立相談支援機関での対応可能な範囲を超えないよう、支援は当該自立相談支援機関のみが担うのではなく、法に定める各種事業、法外の関連事業、インフォーマルな取組などと連携することが重要。

相談は幅広く受け付けた上でその後の支援については、自立相談支援機関が調整機能を適切に担いつつ、他の適切な支援機関につないでいくことやチームとして支援。

また、既存の社会資源では生活困窮者の課題に対応できない場合には、地域における関係者との協議を通じて、新たな社会資源を開発していくことが求められる。

生活困窮者自立支援法の主な対象者

- 生活困窮者は、既に顕在化している場合と、課題を抱えてはいるが見えにくい場合とがあり、法の施行に当たっては、この2つの視点で捉えていくことが重要。
- 「我が事・丸ごと」の地域づくりにより、課題を抱える世帯が地域で浮かび上がってくると、行政で対応すべき人は確実に増加すると見込まれる。

<主な対象者のイメージ>

※それぞれは重複もある

**福祉事務所
来訪者のうち
生活保護に
至らない者**
約30万人(H29・厚生労働省推計)

ホームレス
約0.6万人(H29・ホームレスの
実態に関する全国調査)

**経済・生活問題を
原因とする自殺者**
約0.3万人(H29・自殺統計)

**離職期間
1年以上の
長期失業者**
約67万人(H29・労働力調査)

**ひきこもり
状態に
ある人**
約18万人(H28・
内閣府推計による
「狭義のひきこも
り」) + α(内閣府推計で
対象外の40歳以上の人)

スクール・ソーシャル・ワーカーが支援している子ども
約7.5万人(H28)

税や各種料金の滞納者、多重債務者等

地方税滞納率 0.8%(H28・総務省統計データ)、国保保険料滞納世帯数約289万世帯(速報値)(H29・厚生労働省保険局国民健康保険課調べ)、無担保無保証借入3件以上の者 約115万人(H28・(株)日本信用情報機構統計データ)

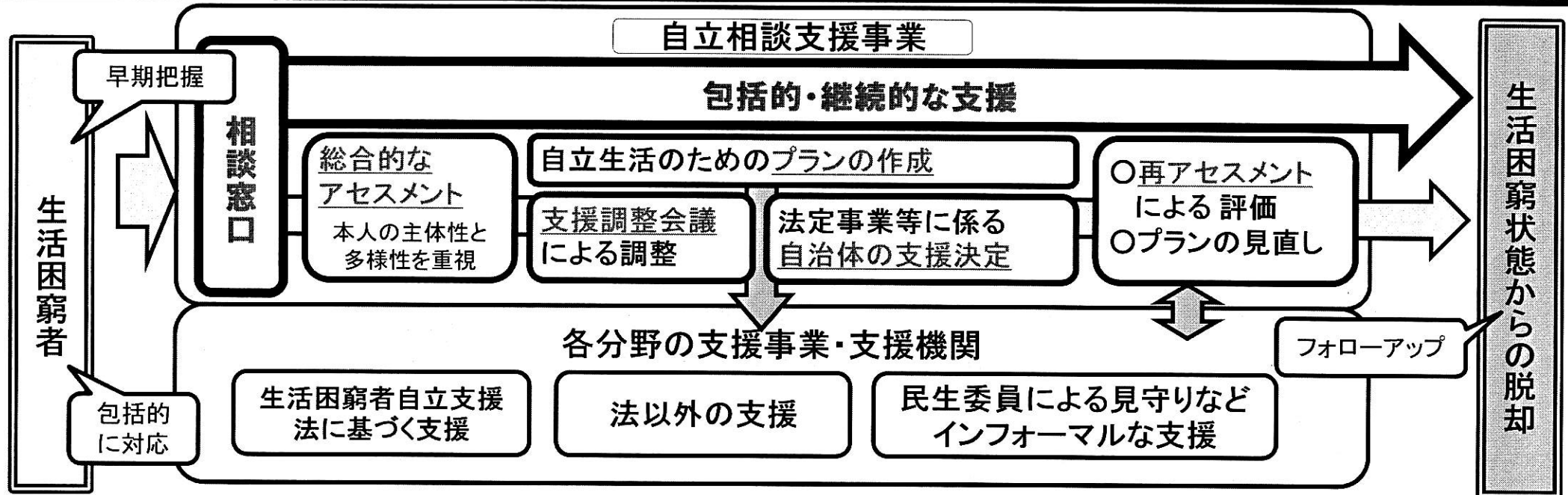
既に
顕在化

見え
にくい

自立相談支援事業について

新事業の概要

- 福祉事務所設置自治体が直営又は委託により自立相談支援事業を実施。
 - ※ 委託の場合は、自治体は受託機関と連携して制度を運営。自治体は支援調整会議に参画し、支援決定を行うほか、社会資源の開発を担う。
- 自立相談支援事業は、生活困窮者からの相談を受け、
 - ① 生活困窮者の抱えている課題を評価・分析(アセスメント)し、そのニーズを把握
 - ② ニーズに応じた支援が計画的かつ継続的に行われるよう、自立支援計画を策定
 - ③ 自立支援計画に基づく各種支援が包括的に行われるよう、関係機関との連絡調整を実施等の業務を行う。



期待される効果

- 生活保護に至る前の段階から早期に支援を行うことにより、生活困窮状態からの早期自立を支援。
- 生活困窮者に対する相談支援機能の充実により、福祉事務所の負担軽減とともに、社会資源の活性化、地域全体の負担軽減が可能に。

自立相談支援事業の体制について

- 自立相談支援機関において、以下の3職種を配置することを基本とする。
- ※ 各職種には主に以下のような役割が求められるが、自治体の規模等によっては、相談支援員が就労支援員を兼務することなども可能である。しかしながら、それぞれの役割に縛られ過ぎるのではなく柔軟に対応することも重要である。

職種	主な役割
主任相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援業務のマネジメント <ul style="list-style-type: none"> ・支援の内容及び進捗状況の確認、助言、指導 ・スーパービジョン（職員の育成） ○高度な相談支援（支援困難事例への対応等） ○地域への働きかけ <ul style="list-style-type: none"> ・社会資源の開拓・連携 ・地域住民への普及・啓発活動
相談支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○相談支援全般 <ul style="list-style-type: none"> ・アセスメント、プランの作成、支援調整会議の開催等一連の相談支援プロセスの実施、記録の管理、訪問支援等（アウトリーチ） ○個別的・継続的・包括的な支援の実施 ○社会資源その他の情報の活用と連携
就労支援員	<ul style="list-style-type: none"> ○就労意欲の喚起を含む福祉面での支援 ○担当者制によるハローワークへの同行訪問 ○キャリア・コンサルティング ○履歴書の作成指導 ○面接対策 ○個別求人開拓 ○就労後のフォローアップ等

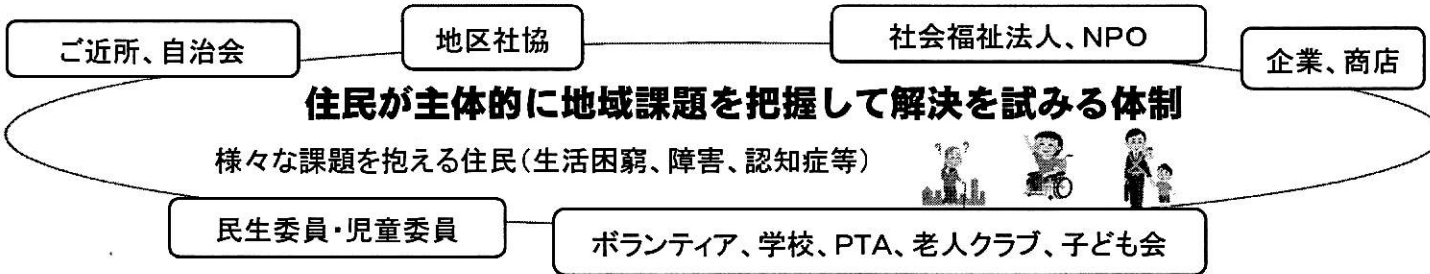
「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりの強化のための取組の推進

平成31年度予算額
平成30年度予算額

28億円（200自治体）
26億円（150自治体）

(1) 地域力強化推進事業（補助率3/4）

○ 住民の身近な圏域において、住民が主体的に地域課題を把握し、解決を試みることができる体制を構築することを支援する。



地域における他分野
まちおこし、産業、
農林水産、土木、
防犯・防災、環境、
社会教育、交通、
都市計画

住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援



[1] 地域福祉を推進するために必要な環境の整備(他人事を「我が事」に変えていくような働きかけ)



[2] 地域の課題を包括的に受け止める場 (※)

※ 地域住民ボランティア、地区社協、市区町村社協の地区担当、地域包括支援センター、相談支援事業所、地域子育て支援拠点、利用者支援事業、社会福祉法人、NPO法人等

ニッポン一億総活躍プラン
(H28.6.2閣議決定)

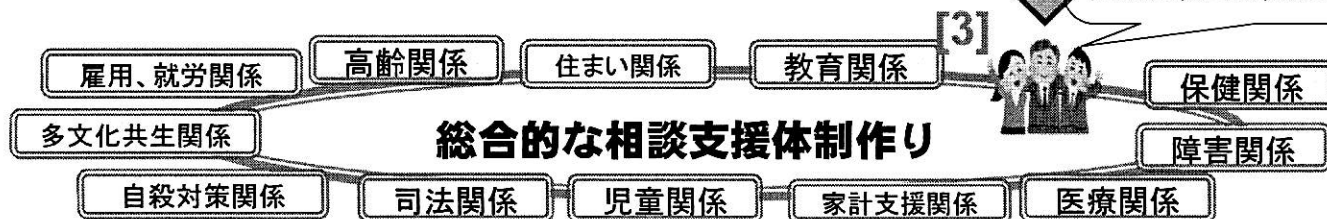
小中学校区等の住民に身近な圏域で、住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制づくりの支援。

○ 市町村レベルにおいて「地域共生社会」の実現に向けた地域づくりに係る普及啓発の取組や、都道府県による市町村における地域づくりへの支援を実施する。

(2) 多機関の協働による包括的支援体制構築事業（補助率3/4）

○ 複合化・複雑化した課題に的確に対応するために、各制度ごとの相談支援機関を総合的にコーディネートするため、相談支援包括化推進員を配置し、チームとして包括的・総合的な相談体制を構築する。

相談支援包括化推進員
世帯全体の課題を的確に把握
多職種・多機関のネットワーク化の推進
相談支援包括化推進会議の開催等



新たな社会資源の創出
地域に不足する資源の検討

住民に身近な圏域

市町村域等

(抜粋)

参考（改正後全文）

社援発 0727 第 2 号
平成 27 年 7 月 27 日
第 1 次 改 正
社援発 0304 第 9 号
平成 28 年 3 月 4 日
第 2 次 改 正
社援発 0427 第 6 号
平成 28 年 4 月 27 日
第 3 次 改 正
社援発 1111 第 13 号
平成 28 年 11 月 11 日
第 4 次 改 正
社援発 0517 第 1 号
平成 29 年 5 月 17 日
第 5 次 改 正
社援発 0201 第 4 号
平成 30 年 2 月 1 日
第 6 次 改 正
社援発 0619 第 6 号
平成 30 年 6 月 19 日
第 7 次 改 正
社援発 1129 第 5 号
平成 30 年 11 月 29 日
第 8 次 改 正
社援発 0207 第 5 号
平成 31 年 2 月 7 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省社会・援護局長

生活困窮者自立相談支援事業等の実施について

標記については、地方自治体が地域の実情に応じ、生活困窮者や生活保護受給者などの地域の要援護者に対して自立・就労に向けた様々な支援サービスを総合的、一体的に提供することにより、その自立を促進するとともに、生活保護制度の適正実施を推進することができるよう、別紙のとおり「生活困窮者自立相談支援事業等実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとし

たので通知する。

なお、本通知の施行に伴い、「セーフティネット支援対策等事業の実施について」（平成17年3月31日社援発第0331021号本職通知）は廃止するものとし、同通知に基づき、平成26年度以前に実施された事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

(別添 16)

地域共生社会の実現に向けた包括的支援体制構築事業実施要領

1 目的

少子高齢化や核家族化の進行、人口減少、地域のつながりの希薄化など、地域社会を取り巻く環境の変化等により、国民の抱える福祉ニーズが多様化、複雑化してきており、また、「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)において、子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現が提唱されたところである。

本事業は、社会福祉法第106条の3の規定に基づき包括的な支援体制を整備する市町村等の創意工夫ある取組を支援することにより、地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進を図ることを目的とする。

2 地域力強化推進事業

(1) 実施主体

本事業の実施主体は、市区町村(複数の市区町村が共同して事業を実施する場合であって、一の市区町村が本事業を広域的かつ総合的に調整する場合を含む。)を原則とする。ただし、都道府県が一又は複数の市区町村と連携して、本事業を広域的かつ総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることができるものとする。

なお、本事業の全部又は一部を社会福祉法人やNPOなど、実施主体が適当と認める団体に委託することができるものとする。

(2) 事業内容

本事業は、次の理由により、ア(「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備)及びイ(「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備)に掲げる内容を実施するものとする。

ただし、既にア又はイの取組を実施している又は機能を有している場合はこの限りではない。

住民が主体的に地域生活課題を把握し、解決を試みることができる地域づくりを進めるためには、次の地域づくりの方向性を意識し、かつ、それぞれの方向性が互いに影響し合うことにより地域生活課題を主体的に捉える意識を相乗的に高め、醸成することが必要である。

- ・「自分や家族が暮らしたい地域を考える」という主体的、積極的な姿勢と福祉以外の分野との連携・協働によるまちづくりに広がる地

域づくり

- ・「地域で困っている課題を解決したい」という気持ちで、様々な取組を行う地域住民や福祉関係者によるネットワークにより共生の文化が広がる地域づくり
- ・「一人の課題から」、地域住民と関係機関が一緒になって解決するプロセスを繰り返して気づきと学びが促されることで、一人ひとりを支えることができる地域づくり

また、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備することに加え、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備することで、住民が安心して地域活動を行い、また、地域生活課題を把握し、解決を試みることができることとなり、結果的に住民の地域活動への参加意識の向上が期待される。

さらに、住民が関係機関等とともに地域生活課題の解決に取り組む経験を重ねることで、住民が自らの活動に自信を持つことにつながり、地域に対する意識が変化し、主体的な地域づくりが一層醸成される。

そのため、よりよい地域づくりを目指すためには、ア及びイの取組を実施するとともに、3の多機関の協働による包括的支援体制構築事業による体制との連携を意識して推進していくことが必要である。

ア 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備

「住民に身近な圏域」において、地域住民やボランティア、地域住民を主体とする地区社協、地域に根ざした活動を行うNPO等が中心となって、住民が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境を整備するため、次の（ア）から（エ）までに掲げる取組の中から、地域の実情に応じて、全部又は一部を実施する。

（ア）地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援

地域づくりを一部の特定の人に任せるのではなく、地域住民等が地域生活課題を自らの課題として主体的に捉え、解決を試みることができるよう、住民や自治会、町内会等の地縁組織を始め、福祉分野に限らず地域のまちおこし、農・商工業等の福祉以外の分野の組織等に対して、地域づくりに必要な働きかけや支援を行う者の活動を支援する。

その際、市区町村が主導して単に有資格者を「配置する」という形ではなく、地域で誰がその役割を担うのがふさわしいか、関係機関がどう連携してその機能を果たすのかななどを協議して決めていくこと。例えば、介護保険制度の地域支援事業における生活支援コーディネーターを活用し、活動の範囲を高齢者だけではなく、全ての世代の人を対象に拡大していくことを、方法の一つとして検討することも考えられる。

（イ）地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備

地域生活課題を早期に発見し、適切な対応を行うために、課題を抱えた住民のみならず、誰もが、気軽に立ち寄り交流を図ることができる場や、住民と社会福祉分野等の専門職が話し合う場ともなる住民の自主活動等の拠点を整備する。

なお、活動拠点としては、例えば、公民館、生涯学習センター等の公的施設や空き民家、空き店舗、小さな拠点（注）等の活用が考えられるが、さらには、コンビニエンスストア、ドラッグストアといった民間事業者等との連携、協力を図る等の試みも含めて検討すること。

（注）地域の生活や仕事を支えるための住民主体の取組体制づくりや利便性の高い地域づくりのための拠点となるものであり、現在「まち・ひと・しごと創生基本方針 2016」（平成 28 年 6 月 2 日閣議決定）により推進が図られている。

（ウ）地域住民等に対する研修の実施

地域住民等の地域福祉活動への関心を高め、参加を促すとともに、地域福祉活動を更に活性化させていくため、地域福祉活動に対する関心の向上に向けた研修会や地域生活課題に関する学習会を実施する等、創意工夫ある取組を行う。

（エ）その他「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備にあたり必要な取組

イ 「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備

地域活動を通して把握された地域住民が抱える地域生活課題に関する相談について、包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援機関につなぐことのできる体制を整備するため、次の（ア）から（エ）までに掲げる取組を実施する。

（ア）地域住民の相談を包括的に受け止める場の整備

「住民に身近な圏域」において、地域住民の相談を包括的に受け止める場を整備する。

なお、地域住民の相談を包括的に受け止める場については、地域住民のボランティア、地域住民の主体とする地区社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会の地区担当、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく地域包括支援センター、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく相談支援事業所、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく地域子育て支援拠点、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく利用者支援事業等の福祉各制度に基づく相談機関や社会福祉法人、NPO 等が担うことが考えられるが、地域の実情に応じて、地域で協議し、適切に設置すること。

（イ）地域住民の相談を包括的に受け止める場の周知

「住民に身近な圏域」において地域住民の相談を包括的に受け

止める場の名称、所在地、担い手、役割等を明確にするとともに、地域住民等に広く周知する。

(ウ) 地域の関係者等との連携による地域生活課題の早期把握

民生委員・児童委員、保護司等の地域の関係者、関係機関等と連携し、相談に来られない者や自ら支援を求めることができない者について、地域住民の相談を包括的に受け止める場が把握できる体制を整備する。

(エ) 地域住民の相談を包括的に受け止める場のバックアップ体制の構築

「住民に身近な圏域」で地域住民の相談を包括的に受け止める場が、安心して相談を受け止めることができるようにバックアップ体制を整備する。

具体的には把握した地域生活課題のうち、地域住民の相談を包括的に受け止める場のみでは解決が難しく、専門的・包括的な支援が必要な場合には、小中学校区等の住民に身近な圏域に留まらず、3の多機関の協働による包括的支援体制構築事業による支援体制と連携・協働し、適切な支援機関につなぐことにより、課題解決を行うことのできる体制を構築する。

ウ その他

上記のほか、本事業の目的を達成するために必要な取組を実施する。

(3) 留意点

ア 事業の実施にあたっては、「社会福祉法に基づく市町村における包括的な支援体制の整備に関する指針」（平成29年厚生労働省告示第355号）及び「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について」（平成29年12月12日付け子発1212第1号、社援発1212第2号、老発1212第1号厚生労働省子ども家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知）の第二「市町村における包括的な支援体制の整備について」を参照すること。特に以下の点に留意すること。

イ 「住民に身近な圏域」については、地域の実情に応じて異なると考えられ、地域で協議し、決めていくこと。例えば、小学校区域、合併や統廃合で小学校区域が大きくなっている地域では自治会単位など、地域によって異なってくるものと考えられること。その際、高齢者、障害者、子ども・子育て等の各福祉分野で定める圏域や福祉以外の分野で定める圏域との関係も整理し、地域を重層的に捉えていく視点が求められること。

ウ 地域の課題を地域で解決していくためには、そのための財源についても検討すること。その際、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等を柔軟に活用していくことや、共同募金によるテーマ型募金、クラウドファンディング、ソーシャル・インパクト・ボンド等を取り入れていくことも考えられること。

また、企業の社会貢献活動等と協働していく観点も必要であり、財

源等を必要としている主体と資源を保有する企業等とのマッチングをする視点も求められること。

- エ 「住民に身近な圏域」において地域住民の相談を包括的に受け止める場の運営を地域住民が担う場合には、ソーシャルワーカーによる支援が受けられる体制を整備する必要があること。また、地域包括支援センター等の支援関係機関が対象者を限定せず、地域住民の相談を包括的に受け止める場を担う場合には、自らの専門分野に偏ることなく横断的に相談を受け止めることや、相談者が抱える課題だけでなく、その者の属する世帯全体の抱える課題や近隣住民との関係等その世帯全体を取り巻く環境も含めて課題を捉えること等に留意すること。

(4) 事業の成果目標とその達成度合いの検証

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、あらかじめ成果目標を立てるとともに、当該目標に対する達成度合いを検証し、その結果を実績報告の際に厚生労働省に報告すること。

成果目標については、地域住民の相談を包括的に受け止める場における相談件数や改善した件数、関係機関につないだ件数等を踏まえるとともに、数値化できるものを可能な限り数値化すること。

なお、当該報告に当たっては、別に定めるところによるものとする。

(5) 本事業の実施状況の報告及び情報共有

厚生労働省は、本事業の実施状況について、必要に応じて報告を求める。また、実施主体間の情報共有を図りつつ、より効果的な取組の推進を図る観点から、実施主体の担当者等を招集し、担当者会議を主催することができる。

なお、当該担当者会議の出席者に係る旅費については、本事業の対象経費として支出して差し支えない。

(6) その他

ア 実施主体となる自治体内の全ての地域ではなく、実施地域を定めて実施することも可能とする。ただし、事業の効果的、効率的な観点から、複数地域で実施すること。

イ 他の補助事業や自治体単独事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認めない。

ウ 市町村域に設置される関係機関及び関係機関からなる支援ネットワークとの連携を密にすること。

エ 「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備にあたって、介護保険法の地域支援事業に基づき配置される生活支援コーディネーターについては、一体的に実施されることも可能であり、地域づくりを効果的に進める観点から、他制度・他職種との役割分担、協働のあり方を整理しておくこと。

オ 包括的な支援体制の整備を進めるため、本事業及び3に掲げる多機関の協働による包括的支援体制構築事業を併せて実施すること。都道府県が実施主体となる場合も同様とする。

ただし、事業の補助金の活用の有無は問わないものとする。

なお、補助金の交付が初年度の場合は、本事業のみの実施も可能とするが、次年度に多機関の協働による包括的支援体制構築事業を実施する又は機能を整備するための計画を事業申請の際に提出すること。

3 多機関の協働による包括的支援体制構築事業

(1) 実施主体

本事業の実施主体は、市区町村（複数の市区町村が共同して事業を実施する場合であって、一の市区町村が本事業を広域的かつ総合的に調整する場合を含む。）を原則とする。ただし、都道府県が一又は複数の市区町村と連携して、本事業を広域的かつ総合的に調整する場合は、都道府県も実施主体となることができるものとする。

なお、本事業の全部又は一部を社会福祉法人やNPOなど、実施主体が適当と認める団体に委託することができるものとする。

(2) 本事業の支援対象者

本事業は、現状では適切なサービスを受けることができない様々な対象者を捉え、いわゆる「たらい回し」といった事態が生じないように、包括的に受け止める総合的な相談支援体制の構築を図るものであり、具体的には、

ア (3) 及び(4)に規定する相談支援包括化推進員が単独で全ての相談を受け付けるということではなく、相談者本人のみならず、育児、介護、障害、貧困などその属する世帯全体の複合的・複雑化したニーズを的確に捉え、これらを解きほぐし、生育歴などの背景も勘案した本質的な課題の見立てを行うとともに、様々な相談支援機関等と連携しながら、必要な支援をコーディネートする。

イ 高齢者や障害者、子育てといった分野別の相談支援体制の包括化が進む中で、適切な役割分担を図りつつ、これらと連動し、地域全体の包括化を目指していく。

ウ 複合的な課題を抱えた対象者の多くが地域から孤立し、あるいは複合的な課題ゆえにどこにどう相談して良いかすら分からないという状況にあることも踏まえ、「待ちの姿勢」ではなく、ネットワークからの連絡体制の整備などを含め、多様な手法により、対象者を早期かつ積極的に把握する「アウトリーチ」の考え方を重視する。

エ 複合的な課題を抱えた対象者には、公的制度による専門的な支援と同様、地域住民相互の支え合いが重要であることから、地域住民・ボランティアとの協働を重視する。

オ 様々なニーズに対し、既存資源のネットワーク強化だけで不足する場

合には、積極的に必要な社会資源を創造・開発していくことを基本にすることが必要である。

こうした基本的な考え方の下、本事業の支援対象者は、①相談者本人が属する世帯の中に、課題を抱える者が複数人存在するケース、②相談者本人のみが複数の課題を抱えているケース、③既存サービスの活用が困難な課題を抱えているケース、④あるいはこれらが複合しているケースが考えられ、具体的には、以下のような者が想定される。

支援対象者（例）	連携先（例）
要介護高齢者の親と、無職でひきこもり状態にある子どもとが同居している世帯	地域包括支援センター、ひきこもり地域支援センター、地域若者サポートステーション等
医療・就労ニーズを抱えたがん患者と、障害児が同居している世帯	がん診療連携拠点病院、産業保健総合支援センター、公共職業安定所、障害福祉サービス事業所等
共働きの世帯であって、親の介護と子育てを同時に抱えている世帯	地域包括支援センター、保育所等
障害者手帳を取得していないが、障害が疑われる者	福祉事務所、発達障害者支援センター、障害福祉サービス事業所、公共職業安定所等
難病指定をされていない難病患者	医療機関、難病相談支援センター等
高次脳機能障害を抱える者	医療機関、障害福祉サービス事業所等

（３）相談支援包括化推進員の配置

本事業の実施に当たって、実施主体は、自立相談支援機関や、地域包括支援センター、相談支援事業所（障害）、福祉事務所、社会福祉協議会など、地域における相談支援機関の中から、関係機関を円滑にコーディネートすることが可能な機関を選定し、当該機関に相談支援包括化推進員を適当数配置する。

なお、相談支援包括化推進員の配置場所については、複数の相談支援機関が設置される建物内とするなど、相談者の利便性にも配慮しつつ、円滑なコーディネート業務が遂行し得る場所を検討すること。

また、相談支援包括化推進員は、主として地域の相談支援機関のコーディネート業務を担うものであることから、必ずしも新たな相談窓口を設置し、既存相談窓口の一元化を図ることまでを要するものではないことに留意すること。

（４）相談支援包括化推進員の資格要件

相談支援包括化推進員は、社会福祉士等の相談援助に関わる資格取得者や、福祉分野における相談支援機関で実務経験を有する者など、地域

の相談支援機関等を適切にコーディネートできる能力を有する者として、実施主体が適当と認めた者とする。

(5) 事業内容

本事業は、次のアからオまでに掲げる事業の全てを実施するものとし、相談者等に対する支援は、支援体制の整備に留まらず、必ず個別の相談実績を出すこと。

なお、本事業の実施に当たっては、市区町村又は都道府県（以下「市区町村等」という。）の全域で行うほか、事業の実施地域を定めて、市区町村等の一部で行うことも差し支えない。

ア 相談者等に対する支援の実施

相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等を支援するため、次の（ア）から（オ）までに掲げる業務を行うものとする。

その際、相談支援包括化推進員の業務の遂行に当たっては、既存の相談支援機関等の機能を最大限活用しつつ、これらとの連携・協働により、包括的な支援の具現化を目指すこと。

（ア）相談者等が抱える課題の把握

相談支援機関のコーディネートの必要性の有無を把握するため、直接又は相談支援機関等からの聞き取り等により、相談者本人のみならず、その属する世帯全体が抱える課題を把握する。なお、相談者等の抱える課題の把握に当たっては、平成27年3月6日付け「生活困窮者自立支援制度に関する手引きの策定について」（社援地発0306第1号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）別添1の別紙「自立相談支援機関使用標準様式（帳票類）」などを参考とすること。

（イ）プランの作成

（ア）により把握した課題の解決を図るため、相談者等の希望を十分に尊重しつつ、相談支援機関等においてそれぞれ実施すべき支援の基本的な方向性等に関するプランを作成する。

（ウ）相談支援機関等との連絡調整

（イ）により作成したプランの内容について、相談支援包括化推進会議等の開催などを通じて、相談支援機関等の中で調整を行う。

（エ）相談支援機関等による支援の実施状況の把握及び支援内容等に関する指導・助言

定期的に相談支援機関等による支援の実施状況を把握し、必要がある場合には、支援内容等に関して指導・助言を行うとともに、相談支援包括化推進会議等の開催などを通じて、支援内容の調整又は見直しを行う。

（オ）その他相談者等の自立を支援する上で必要な支援の実施

イ 相談支援包括化ネットワークの構築

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等の自立を支援する観点から、地域において、相談支援機

関等がそれぞれの役割を果たしつつ、チームアプローチによる相談支援包括化ネットワークを構築するため、次の（ア）から（ウ）に掲げる取組などを通じて、必要な相談支援を実施する。

- （ア）あらかじめ、ネットワークに参加する相談支援機関に、複合的な課題を抱える相談者等からの相談があった場合には、相談支援包括化推進員に連絡が行われるような体制を構築する。
- （イ）相談支援包括化推進員は、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関において配置することとされている主任自立相談支援員や、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）に定める主任介護支援専門員、生活支援コーディネーターなどの他職種との役割分担、協働のあり方を整理しておく。
- （ウ）相談支援包括化推進員は、相談者本人又は相談支援機関の担当者への面談などを通じて、相談者等が抱える課題を把握し、ネットワーク参加団体との役割分担を図った上、必要なコーディネートを行う。

ウ 相談支援包括化推進会議の開催

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、複合的な課題を抱える相談者等に対して、必要な相談支援が円滑に提供されるよう、定期的に相談支援包括化推進会議を開催し、次に掲げるような内容について、各相談支援機関等の関係者間で個別ケースに関する支援内容の検討及び意見交換を行うものとする。

なお、相談支援包括化推進会議は、支援調整会議や地域ケア会議、自立支援協議会など、既存の会議体を活用して行うことも差し支えない。

また、個別ケースに関して、相談支援包括化推進会議を随時開催することは困難な場合も想定されることから、本会議の下に、適宜担当者会議を設置して、支援内容の調整を行うことも差し支えない。

- （ア）各相談支援機関の業務内容の理解
- （イ）相談支援の包括化を図るための各相談支援機関の具体的な連携方法
- （ウ）地域住民が抱える福祉ニーズの把握
- （エ）地域に不足する社会資源創出の手法
- （オ）本事業による支援実績の検証

エ 自主財源の確保のための取組の推進

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、本事業や、地域に不足する新たな社会資源の創出・運営に係る財源を安定的に確保する観点から、多職種間での連携・協働を図りつつ、社会福祉法人による地域貢献の取組や共同募金の活用、企業又は個人からの寄付金拠出の働きかけ等の取組を推進する。

オ 新たな社会資源の創出

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、エにより確保した自主財源等を原資として、主任自立支援相談員や生活支援コーディネ

ーターなどの多職種間での連携・協働を図りつつ、ボランティア等地域住民の参画を促し、単身世帯への見守りや買い物支援、各種制度の対象とはならない生活支援サービスなど、地域に不足する社会資源の創出を図るための取組を推進する。

カ その他地域における相談支援包括化ネットワークの構築を図るために必要となる事業

本事業の実施主体及び相談支援包括化推進員は、上記アからオまでの取組のほか、相談支援包括化推進員の資質向上のための研修の実施等本事業の目的を達成するために必要な取組を行うことができるものとする。

(6) 留意点

誰もが役割を持ち、活躍できる地域共生社会の実現に向けては、これまで「支えられる側」であった人が、「支える側」にも変化し、年齢や属性、状態像にかかわらず、その人らしく生活できる地域をつくっていく視点が重要であり、そのためには、福祉分野と福祉以外の分野との協働を通じた、働く場や参加する場の創造に向けた取組が求められること。

また、支援関係機関等の協働による支援体制の整備を進めるに当たっては、分野を超えた課題に対応するため、地域づくりに資する事業を一体的に実施するなど各分野の補助金等の柔軟な活用も有効であると考えられること。

(7) 事業の成果目標とその達成度合いの検証

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、あらかじめ成果目標を立てるとともに、当該目標に対する達成度合いを検証し、その結果を実績報告の際に厚生労働省に報告すること。

成果目標については、複合化・複雑化した事例の相談件数や改善した件数等を踏まえるとともに、数値化できるものを可能な限り数値化すること。

なお、当該報告に当たっては、別に定めるところによるものとする。

(8) 本事業の実施状況の報告及び情報共有

厚生労働省は、本事業の実施状況について、必要に応じて実施報告を求める。また、実施主体間の情報共有を図りつつ、より効果的な取組の推進を図る観点から、実施主体の担当者等を招集し、担当者会議を主催することができる。

なお、当該担当者会議の出席者に係る旅費については、本事業の対象経費として支出して差し支えない。

(9) その他

ア 本事業の実施主体は、本事業による取組内容について、あらかじめ地域の相談支援機関等や地域住民に対して十分に周知を図ること。

- イ 本事業を委託して実施する場合において、実施主体となる市区町村等は、相談支援包括化推進員の円滑な活動が可能となるよう、庁内の連携体制を整備するとともに、事業全体の進捗を適切に管理するほか、委託先又は相談支援包括化推進員からの求めに応じ、必要な支援を適切に行うこと。
- ウ 地域における相談支援包括化ネットワーク構築のためには、福祉分野のみならず、多分野の関係機関とも連携を図ることが効果的であることから、ネットワークの構築に当たっては、医療機関や公共職業安定所（雇用分野）、法テラス（司法分野）、教育委員会（教育分野）、農業法人（農業分野）といった福祉分野以外の関係機関の参画・連携にも努めること。
- エ 本事業を通じて知り得た個人情報、適切な管理を行い、他に漏れることのないようにすること。
- オ 本事業は、他の補助事業や自治体単独事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認めない。
- カ 包括的な支援体制の整備を進めるため、本事業及び2に掲げる地域力強化推進事業を併せて実施すること。都道府県が実施主体となる場合も同様とする。
- ただし、事業の補助金の活用の有無は問わないものとする。
- なお、補助金の交付が初年度の場合は、本事業のみの実施も可能とするが、次年度に地域力強化推進事業を実施する又は機能を整備するための計画を事業申請の際に提出すること。

4 都道府県事業

(1) 実施主体

本事業の実施主体は都道府県とする。

なお、本事業の全部又は一部を社会福祉法人やNPOなど、実施主体が適当と認める団体に委託することができるものとする。

(2) 事業内容

次の（ア）又は（イ）に掲げる取組の中から、地域の実情に応じ、実施する。

（ア）単独の市町村では解決が難しく専門的な支援を必要とする、医療的ケアを要する状態にある児童、難病・がん患者や、身近な地域では当事者が声を上げにくく、特段の配慮が必要となる配偶者からの暴力を受けた者、刑務所出所者等に対する支援体制を市町村と連携して構築する。

（イ）市町村において包括的な支援体制を整備するにあたり、都道府県域で推進していく必要がある取組や、市町村間の情報共有の場づくり、市町村への技術的助言を行う。

(3) 実施上の留意点

ア 本事業は、他の補助事業や自治体単独事業として既に行われている既存事業をそのまま振り替えることは認めない。

イ 講演会や研修会を実施する場合は、対象者や地域が抱える課題を考慮し、参加者が実践に活かすことができる内容にするとともに、一方的に情報伝達を行う場とするのではなく、ワークショップも併せて開催する等、工夫すること。また、研修実施後、参加者の意見を参考にし、その評価を行い、次の企画に反映すること。

(4) 事業の成果目標とその達成度合いの検証

本事業の実施主体は、本事業の実施に当たって、あらかじめ成果目標を立てるとともに、当該目標に対する達成度合いを検証し、その結果を実績報告の際に厚生労働省に報告すること。

成果目標については、数値化できるものを可能な限り数値化すること。なお、当該報告に当たっては、別に定めるところによるものとする。

(5) 本事業の実施状況の報告及び情報共有

厚生労働省は、本事業の実施状況について、必要に応じて実施報告を求める。また、実施主体間の情報共有を図りつつ、より効果的な取組の推進を図る観点から、実施主体の担当者等を招集し、担当者会議を主催することができる。

なお、当該担当者会議の出席者に係る旅費については、本事業の対象経費として支出して差し支えない。

5 事業実施の考え方等（共通事項）

(1) 事業の実施に当たっての考え方（「点」の支援から、「面」の支援へ）

2の「地域力強化推進事業」及び3の「多機関協働による包括的支援体制構築事業」を通じて目指すべきものは、福祉等の分野の枠を超えて地域の各分野が共に連携することにより、地域の様々な資源を最大限に活かし、さらに人と人とのつながりを再構築することで、住民を主体とした豊かな地域づくりを実現することである。

その実現のためには、既に実施されている各分野の支援や地域における事業、取組を実施する上での考え方を「縦割り」から「丸ごと」に転換する必要がある。包括的な支援体制の整備に向けては、各分野の支援や地域における事業、取組を個々に「点」として実施するのではなく、互いに連携、協働し、「面」として実施することに留意すること。

(2) 事業の実施形態について

地域によって、社会資源や地域特性が異なることから、2の(2)のA（「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みるができる環境の整備）、2の(2)のイ（「住

民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備）及び3の多機関の協働による包括的支援体制構築事業における総合的な相談支援体制に関する機能は、全てを同一の機関が担うこともあれば、別々の機関が担うこともあるなど、実際にどのような形をつくっていくかは、地域の実情に応じて対応することも可能とする。

(3) 事業の周知啓発について

本事業を実施するためには、地域住民等に理解を得ることが重要であるため、パンフレット、チラシ、映像等のツールを活用し、周知啓発に努めること。

なお、平成29年度においては、自治体が作成した住民向けのPR映像を募集し、審査・表彰を実施しており、平成30年度においても同様の取組を検討中であることを申し添える。

総合的な相談体制の構築に関する庁内検討委員会 今後の検討スケジュール（案）

回数	日時	内 容
第1回	5 / 29 (水)	<ul style="list-style-type: none">・ 庁内検討委員会の目的及び設置要綱の説明・ 総合的な相談体制の構築に関する検討の経緯等について・ 「多機関の協働による包括的支援体制構築事業」について・ 今後の検討スケジュールについて
第2回	6 / 26 (水)	<ul style="list-style-type: none">・ 包括化の基盤となる制度体系について・ 事業の実施主体、運営主体について・ 包括化の推進拠点・機能について
第3回	7 / 31 (水)	<ul style="list-style-type: none">・ 包括化推進員の配置場所、活動範囲、体制について・ 個別相談の基盤となる相談体制・機能について
第4回	8月 下旬	<ul style="list-style-type: none">・ 推進拠点の開設場所、開始時期について・ 検討のまとめ
第5回	9月	<ul style="list-style-type: none">・ 今後の進め方等について